

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、津波や土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資の供給停止や孤立集落が発生。
- ・ 警察、消防等の被災による人材・資機材の不足や電力、ガソリン等の供給停止により、救助・救急活動が困難となる。
- ・ 鉄道や幹線道路の損壊により、長期の帰宅困難者が大量に発生し、水・食料等の供給が不足する
- ・ 医療施設等の被災に加え、支援ルートが途絶したことにより、医療スタッフや医薬品が不足し、医療機能が麻痺する。さらに、上下水道施設の損壊により衛生状態が悪化することから、感染症が大規模発生する。

推進方針(概要)

2-1) 被災地での生命に関わる物資供給の長期停止

- 救援物資等の輸送確保対策
 - ・ 四国横断自動車道及び阿南芸自動車道の整備促進
 - ・ 緊急輸送道路等の整備及び耐震化や無電柱化の推進
 - ・ 海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化の推進
- 孤立化防止対策
 - ・ 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面対策及び大雪等による倒木を防ぐ事前伐採・除却対策の推進
 - ・ 生命線道路の整備
 - ・ 緊急輸送道路や鉄道を保全する土砂災害対策の推進

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の発生

- 食料や水等の備蓄の推進
 - ・ 家庭等における備蓄の促進及び県・市町村における公的備蓄の推進
- 物資調達・供給体制の構築
 - ・ 自治体、国、民間事業者が連携した物資調達・供給体制の構築
- 災害時要援護者に対する物資供給体制の整備
 - ・ 災害時介護福祉コーディネーターの訓練、研修の実施
 - ・ 県、社会福祉団体間の協力体制の強化



2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の停止

- 警察・消防等の機能強化、資機材等の充実強化
 - ・ 広域応援部隊の活動を支援する防災拠点となる公園の整備
 - ・ 「災害救助犬」育成プロジェクトの推進
- 防災拠点の電力確保
 - ・ 防災拠点への太陽光パネルや蓄電池の設置推進

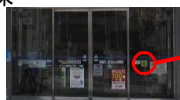


- 消防団や自主防災組織の充実強化
 - ・ 消防団協力事業所の普及等による消防団員確保対策の推進及び少年消防クラブの育成支援
 - ・ 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等が連携した地域防災の担い手育成
- 関係機関の連携強化、訓練の実施
 - ・ 合同訓練等の実施等他都道府県との連携強化
 - ・ 医師会、歯科医師会との連携による多数遺体の身元確認体制の構築



2-5) 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- 帰宅困難者の受入体制等の確保
 - ・ 「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発



- ・ 企業や学校における食料や水の備蓄を促進
- ・ 「道の駅」の防災拠点化を推進



2-6) 医療施設等の絶対的不足、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺

2-7) 被災地における感染症等の大規模発生

- 下水道対策による衛生面の悪化防止
 - ・ 下水管渠の耐震化の促進
 - ・ 市町村下水道BCPの策定促進
- 災害医療を担う人材育成
 - ・ DMATの充実・強化を推進
 - ・ DPAT(災害派遣精神医療チーム)の養成
 - ・ 災害時コーディネーターの配置
- 災害医療対応力・機動力の強化
 - ・ 医療関係者、自衛隊・警察・消防の連携による訓練を実施



- 災害医療体制の構築
 - ・ 災害対策マニュアルやBCPの見直し、訓練等の実施
 - ・ 他都道府県との相互応援体制の強化
 - ・ 全医療機関が「災害時情報共有システム」を活用する体制整備
- 交通網の寸断に備えた支援体制の整備
 - ・ 消防防災ヘリコプター等の装備・設備の充実、受援体制の強化
 - ・ 医薬品の備蓄、供給確保体制の構築
- 感染症の発生・まん延防止
 - ・ とくしま災害感染症専門チームの養成



2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2－1）被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

2－2）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

<要点>

家庭や地域・市町村・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化するとともに孤立集落の発生に備えて、ヘリコプターによる支援体制を整備する。

食料や水等の備蓄の推進

○ 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、県民は家庭や地域での備蓄を促進し、市町村・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。



○ 民間事業者による県産食材を用いた「防災備蓄食品」の開発を促進する。

物資調達・供給体制の構築

○ 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。

○ 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

○ 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ屋根スペースの確保をはじめ、公園における物資の集積拠点機能を強化する。

・西部健康防災公園の整備 基本構想策定（H26）→ 整備中（H30）

救援物資等の受援体制の整備

○ 他都道府県との相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

水道施設の耐震化

○ 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を着実に促進するとともに、災害時の支援計画の充実に努める。

・重要給水施設管路の耐震化率 29%（H24）→ 34%（H30）

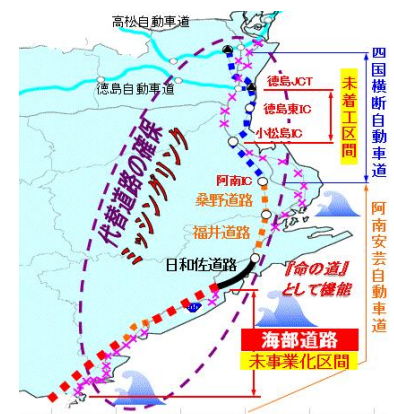
災害時要援護者等に対する物資供給体制の整備

- 災害時介護福祉コーディネーターによる物資供給のスムーズな調整を行うため、より実践的な訓練や研修を実施する。
- 県及び社会福祉6団体間で締結している相互応援協定に基づく、施設間での物資援助を災害時に機能させるため、協力体制を一層強化する。

救援物資等の輸送確保対策

- 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進する。また、救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路等の耐震化や無電柱化、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、複数のルートを確認するため、緊急輸送道路を補完する農林道の整備を推進する。

- ・ 四国横断自動車道(徳島JCT～徳島東間)の整備
調査設計中(H25) → 供用(H31)
- ・ 四国横断自動車道(徳島東～小松島間)の整備
用地買収中(H25) → 工事促進中(H30)
- ・ 四国横断自動車道(小松島～阿南間)の整備
工事施工中(H25) → 工事促進中(H30)
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路)の整備
調査設計中(H25) → 事業促進中(H30)
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道(福井道路)の整備
調査設計中(H25) → 事業促進中(H30)
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道(海部道路)の整備
調査中(H25) 牟岐～県境間(計画段階評価実施中)
→ 事業促進中(H30)



- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率(再掲) 78%(H25) → 86%(H30)
うち緊急輸送道路 94%(H25) → 99%(H30)
- ・ 無電柱化した道路延長(再掲) 11km(H25) → 11.8km(H30)
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長 17km(H25) → 25km(H30)
- ・ 海上輸送拠点港(港湾)に必要な耐震強化岸壁(5バース)の整備
4バース(H25) → 5バース(H26)
- ・ 徳島小松島港沖洲(外)地区複合一貫輸送ターミナルの整備 工事施工中(H25)
→ 供用(H27)
- ・ 徳島小松島港沖洲(外)地区の防波堤の延伸整備
調査設計中(H26) → 完成(H29)

孤立化防止のための道路整備

- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び大雪等による倒木を防ぐ事前伐採を推進する。

- ・ 緊急輸送道路の斜面对策の整備済箇所数（全 583 箇所）
138 箇所（H25）→ 163 箇所（H30）
- ・ 生命線道路の強化率 47%（H25）→ 80%（H30）
- ・ 緊急輸送道路等の倒木対策
倒木対策協議会等設置（H26）→ 毎年度実施



孤立化防止のための土砂災害対策

- 緊急輸送道路や鉄道が、土石流や地すべりなどの土砂災害により被災し、長期間不通にならないよう、治山・砂防、地すべり対策を着実に推進する。

- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進（善徳地すべり防止区域）（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 穴吹地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 完成（H27）
- ・ 阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 完成（H29）
- ・ 穴吹川地区の直轄治山事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H27）

孤立化防止のための海岸・河川堤防等の整備など

- 孤立集落の発生を防止するため、海岸堤防、河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全 59 箇所）（再掲）
8 箇所（H25）→ 21 箇所（H30）
- ・ 撫養港海岸の地震・津波対策の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H28）
- ・ 旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 水門・樋門等の自動化・閉鎖率（再掲） 38%（H25）→ 46%（H30）
- ・ 林野 4 海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備（再掲） 毎年度実施
- ・ 重点整備河川の整備率（再掲） 68%（H25）→ 78%（H30）
- ・ 吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進（再掲：省略）
- ・ 長安口ダムの改造の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H30）

民間企業による支援の充実

- 徳島県商工 3 団体青年部を中心として「とくしま災害支援パートナーズ」事業の取組の普及啓発により、登録企業の拡大及び発災時の支援情報のデータベースの充実に努める。

ヘリコプターによる支援体制の整備

- 孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの装備、設備等の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、新たなヘリポートの整備を促進し、あわせて受援体制の強化を図る。また、県立学校等県有施設の屋上にヘリサインを整備する。

・新たに整備するヘリポートの整備数

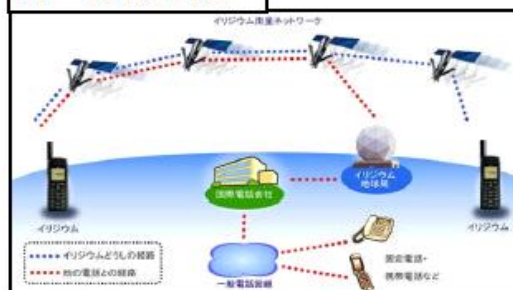
9箇所（H25）→ 24箇所（H30）



孤立化集落における電源や通信手段の確保対策

- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進するとともに、継続的に通信訓練を実施する。

衛星携帯電話



- ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保に取り組む。



ライフライン事業者等との連携強化

- 孤立化集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、その早期復旧を図るため、県、市町村及びライフライン事業等の関係機関の間で、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を整えるなど、連携強化を図る。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

<要点>

自衛隊・警察・消防等における災害対応能力の強化や施設の耐震化を推進し、他都道府県との訓練実施等により連携強化を図る。また、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。救助・救急、医療活動に支障が出ないように、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。

警察・消防等の施設の機能強化、資機材等の充実強化

- 警察、消防等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を図るとともに、施設の整備を推進する。

- 自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、非常用電源の確保や公園内を巡回する園路の整備など、公園における防災拠点機能を強化する。

・西部健康防災公園の整備（再掲） 基本構想策定（H26）→ 整備中（H30）

- 警察災害派遣隊について、訓練練度の向上を図るため、訓練施設、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新を推進するとともに、給油手段の確保を図る。

- 「南海トラフ巨大地震」などの大規模災害時に人命救助や行方不明捜索活動に力を発揮する「災害救助犬」を育成し、発災時の備えとする。



消防団や自主防災組織の充実強化

- 消防団の装備資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員の確保を図るため、未来の地域防災の担い手である少年消防クラブの育成支援や若手団員や女性団員の入団促進、消防団協力事業所の普及等を推進する。

- 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等とが連携し、地域防災の担い手の育成を進めるなど地域防災力の充実強化を図る。



防災拠点等の電力確保

- 救助・救急、医療活動の統制等の役割を担う防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置し、停電時でも救助・救急、医療活動の統制等に必要な電力を確保する。

・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数

21箇所（H25）→ 100箇所（H30）

発災時の燃料供給体制整備

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給について、石油商業組合と締結した協定が維持・強化されるよう、石油商業組合との情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。

- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実にできるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。

関係機関の連携強化、訓練の実施

- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施するとともに、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高める。
- 被災時における多数遺体の身元確認等に対応するため、連絡協議会等による医師会、歯科医師会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の実施等を通じてその実行性を高める。

2－5）想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

<要点>

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。また、高規格道路のミッシングリンクの解消や緊急輸送道路等の耐震化や無電柱化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。

帰宅困難者の受入体制等の確保

- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と地域との連携強化など帰宅困難者対策を推進するとともに、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進する。



- 道路の通行止めや公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備えて、企業や学校における食料や水の備蓄を促進するため、その普及啓発を図る。
- 東日本大震災で被災初期から防災拠点として機能を発揮した「道の駅」について、防災拠点化を推進する。

・「道の駅」防災拠点整備数（全１０箇所） ０箇所（Ｈ２５）→ １０箇所（Ｈ３０）



ミッシングリンクの早期解消や緊急輸送道路等の強化

- 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送道路等の耐震化や無電柱化を推進する。

- ・ 四国横断自動車道（徳島ＪＣＴ～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲：省略）
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲） 78%（H25）→ 86%（H30）
うち緊急輸送道路 94%（H25）→ 99%（H30）
- ・ 無電柱化した道路延長（再掲） 11km（H25）→ 11.8km（H30）

信号機電源付加装置の整備

- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞情報を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。

- ・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率 51%（H25）
→ 72%（H30）



2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

2-7) 被災地における感染症等の大規模発生

<要点>

他都道府県との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。また、「とくしま災害感染症専門チーム」を養成し、避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐ。

災害医療体制の構築

- 大規模災害時における、医療提供体制の確保を図るため、災害拠点病院等の耐震化を促進する。

- ・ 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率（再掲） 約73%（H25）
→ 100%（H30）

- 医療機関の災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。

- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他都道府県との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。

- 円滑な医療救護活動を行うため、全医療機関が「災害時情報共有システム」を活用する体制の整備を促進する。

・「災害時情報共有システム」加入医療機関数（再掲） 113 機関（H25）
→ 1, 174 機関（H30）

災害医療を担う人材育成

- 災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る。

・DMAT（災害派遣医療チーム）の養成数（再掲）
21チーム（H25）→ 27チーム（H30）



- 広域かつ大規模な災害では、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防策を長期的に講じる必要があることから、DPATを創設し、今後、平時から関係機関が連携し、訓練等を行う。

・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の養成数（再掲）
0チーム（H25）→ 19チーム（H30）

- 災害発生からおおむね48時間以内に活動するDMATから、急性期以降に活動を行う、医療救護班へ円滑な引き継ぎを行い、切れ目の無い医療救護活動を実施するため、圏域毎に医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置し、発災後、刻々と変化する状況を的確に把握し、ドクターヘリの活用や他都道府県からの人材及び資材の配置を適切かつ迅速に行う体制を整備する。

災害医療対応力・機動力の強化

- 医療関係者と自衛隊・警察・消防とが連携し、より実働的な訓練を重ねることにより、発災時における災害医療対応力・機動力を強化する。
- 医療や防災関係機関の連携による災害医療活動を円滑に展開するため、行政分野の指揮（コマンダー）機能、後方支援（ロジスティクス）機能の強化を図る。
- 大規模災害時に備え、カウンターパートである鳥取県をはじめ関西広域連合内での相互応援の取組の拡大を図る。



交通網の強化（ミッシングリンクの早期解消）

- 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進する。

・四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲：省略）

交通網の寸断に備えた支援体制の整備

- 陸上ルート寸断等に備え、空からの救出救助、物資輸送を実施する手段を確保するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備・設備等の充実を図るとともに、受援体制の強化を図る。
- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに、交通網の寸断を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

感染症の発生・まん延防止

- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」を養成し、平時から予防接種の促進や衛生・防疫体制の強化に努める。

・被災時の避難場所における感染症による死亡者発生の防止

「とくしま災害感染症専門チーム」研修会・訓練の実施（Ｈ２６）→ 継続して実施

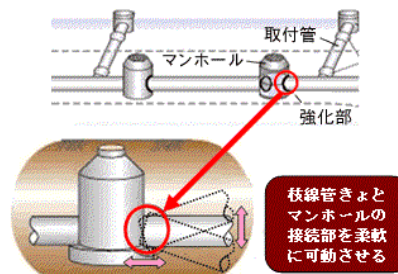
下水道対策による衛生面の悪化防止

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠の耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する。また、関係市町村と連携して下水道ＢＣＰの策定を促進する。

・重要な管渠の地震対策実施率 ６２％（Ｈ２５）→ ７０％（Ｈ３０）

・下水道ＢＣＰ策定率 ２０％（Ｈ２５）→ １００％（Ｈ２８）

■マンホールと管ぎょの継ぎ手部の耐震性強化



- 「大規模災害時における資機材等の供給に関する協定」の締結団体と連携した訓練等を通じて、大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化する。また、簡易トイレ等の備蓄についても促進する。

